

ご意見を募集しています！

(仮称)

# 札幌市市民活動促進条例素案

意見募集期間 平成18年9月25日(月)から平成18年10月24日(火)まで

札幌市では、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的に、町内会・自治会、NPO、ボランティア団体などによるさまざまな市民活動の支援を行う「(仮称)札幌市市民活動促進条例」の制定に向けて検討を進めています。このたび、その条例素案をまとめましたので、この案に対する皆さまのご意見を募集します。

今後、お寄せいただいたご意見を考慮して更に検討を行い、札幌市議会に条例案を提出する予定です。また、皆さまからお寄せいただいたご意見などの概要は、それらに対する市の考え方と併せて、平成18年11月ころホームページなどで公表します。

## <目次>

	(ページ)
1 条例制定の背景・目的	1～2
2 条例制定の意義	3
3 条例制定後も・・・	3
4 条例ができるまでの流れ	4
5 条例に盛り込む事柄(案)概要 <骨格図>	5
6 条例に盛り込む事柄(案)	6～15
7 条例のポイント	16
8 意見募集要領	17
(添付資料)意見募集用紙	

札幌市市民まちづくり局  
男女共同参画・市民活動室  
市民活動促進担当課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市役所本庁舎13階南側  
電話：011 211 2964 FAX：011 218 5164  
Eメール：shimin-support@city.sapporo.jp  
ホームページ：http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/



# 1 条例制定の背景・目的

## 条例制定の背景

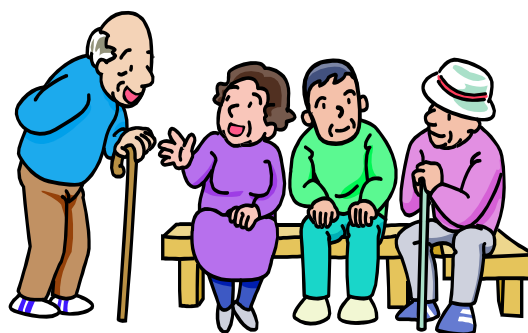
札幌のまちづくりでは、これまで、町内会・自治会が地域における住民相互の連帯感を醸成する機能を担うとともに、地域住民の暮らしや福祉の向上に大きな役割を果たしてきました。

平成7年の阪神・淡路大震災では、町内会・自治会とともに、NPOやボランティア団体などの市民による自主的・自発的な活動が、地域の復興に大きな力を発揮したことが注目を集めました。さらに、平成10年には、NPO活動を支援・促進する特定非営利活動促進法が制定されることにより、時代の流れの中で、市民活動が大きな力を持つに至り、まちづくりにおいて果たす市民活動の重要性・影響力について広く認識されるようになりました。

札幌市においても、このような多様な市民活動や、事業者（企業・商店街など）の社会貢献活動が行政の限界を超えるものとして強く認識されてきており、新しい時代のまちづくりを担う活動として、大きな広がりを見せています。



このことから、札幌市としては、これからのまちづくりにおいて、町内会・自治会活動、NPO活動及びボランティア活動を含む幅広い市民活動を支援・促進することにより、互いに支え合う仕組みをつくる必要があると考え、市民活動への支援策等を盛り込んだ「(仮称)札幌市市民活動促進条例」を、平成18年度中に策定することを目標に準備を進めています。



## 条例制定の理由

なぜ、市民活動促進条例が必要なのでしょう。また、条例を策定することで得られる利点は何でしょうか。

- (1) 条例で定めることにより、これからのまちづくりにおける市民活動の重要性や市民活動の促進のための仕組みづくりに対する理解を市民に深めてもらい、より多くの市民の支援と協力を得ることにつながります。
- (2) 市民、事業者及び市が相互理解のもと、お互いが持っている人材、情報などの資源を提供し合い、協働を進めていくことを条例で定めることにより、市民全体の共通の認識にすることができます。
- (3) 市民活動を一層促進していくためには、これまで行われてきた市民活動を取り巻く課題や問題点を整理したうえで、支援するための基本的なルールや仕組みを、条例という形で、しっかりと法的に位置づけることにより、将来に向けて、市民の皆さんに約束していくことが必要と考えています。



## 条例制定の目的

この条例は、市民活動の促進についての基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民活動の促進に関する基本的な事項を定めることにより、市民がまちづくりの担い手として行う活動の促進を図り、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とします。

そのためには、市民、事業者及び市が目的を共有し、協働を進めることが必要です。さらには、協働のあり方が条例の中でしっかりと位置づけられることが、市民活動促進のための基本であると考えます。

## 2 条例制定の意義

札幌市が条例を制定することにより、以下の支援策がより一層促進されます。

### 情報の支援

市民活動に関する情報の質・量を高めるため、市の関係窓口や関係施設による情報収集・提供機能を充実させます。また、市民が自ら情報を集めやすいように必要な支援を行います。

### 人材の育成支援

市民活動を行いたい人と団体を結び付ける、又は団体同士をつなげる役割を果たすコーディネーターや市民活動の組織をまとめるリーダーなど、市民活動を支える核となる人材の育成を支援します。

### 活動の場の支援

札幌市市民活動サポートセンターをはじめ、市民にとって身近な施設や地域の利便性の良い施設などを市民活動の場として有効活用できるような取組みをします。

### 資金の支援

子どもからお年寄りまで誰もが気軽に募金や寄附ができるような仕組みをつくるほか、寄附の受け皿としての基金を設置するなど、市民活動を促進するための資金的支援を進め、寄附の輪が広がるような「寄附文化」づくりに取組みます。

## 3 条例制定後も・・・

条例を制定した後も、その内容を時代の変化に合ったものにしていくために、市民、事業者及び市が、率直に意見を出し合い課題を共有する場として、「市民活動促進テーブル」をつくります。

この促進テーブルでは、条例に基づく市民活動促進に関して意見交換を行ったり、市民活動の現状の課題分析などを行うことを想定しています。



#### 4 条例ができるまでの流れ

市民活動を促進するための条例策定に向けた提言

平成 18 年 5 月 11 日

6 月 ~ 8 月

札幌市が提言の内容を検討  
市民アンケート、議会議論  
等を踏まえて、

- ・無作為抽出 3,000 人の市民アンケート
- ・連合町内会会長、NPO、ボランティア関係団体、企業等へのアンケート

市議会の議論

(仮称)札幌市市民活動促進条例 素案

9 月 25 日 ~ 10 月 24 日

市民への  
PR

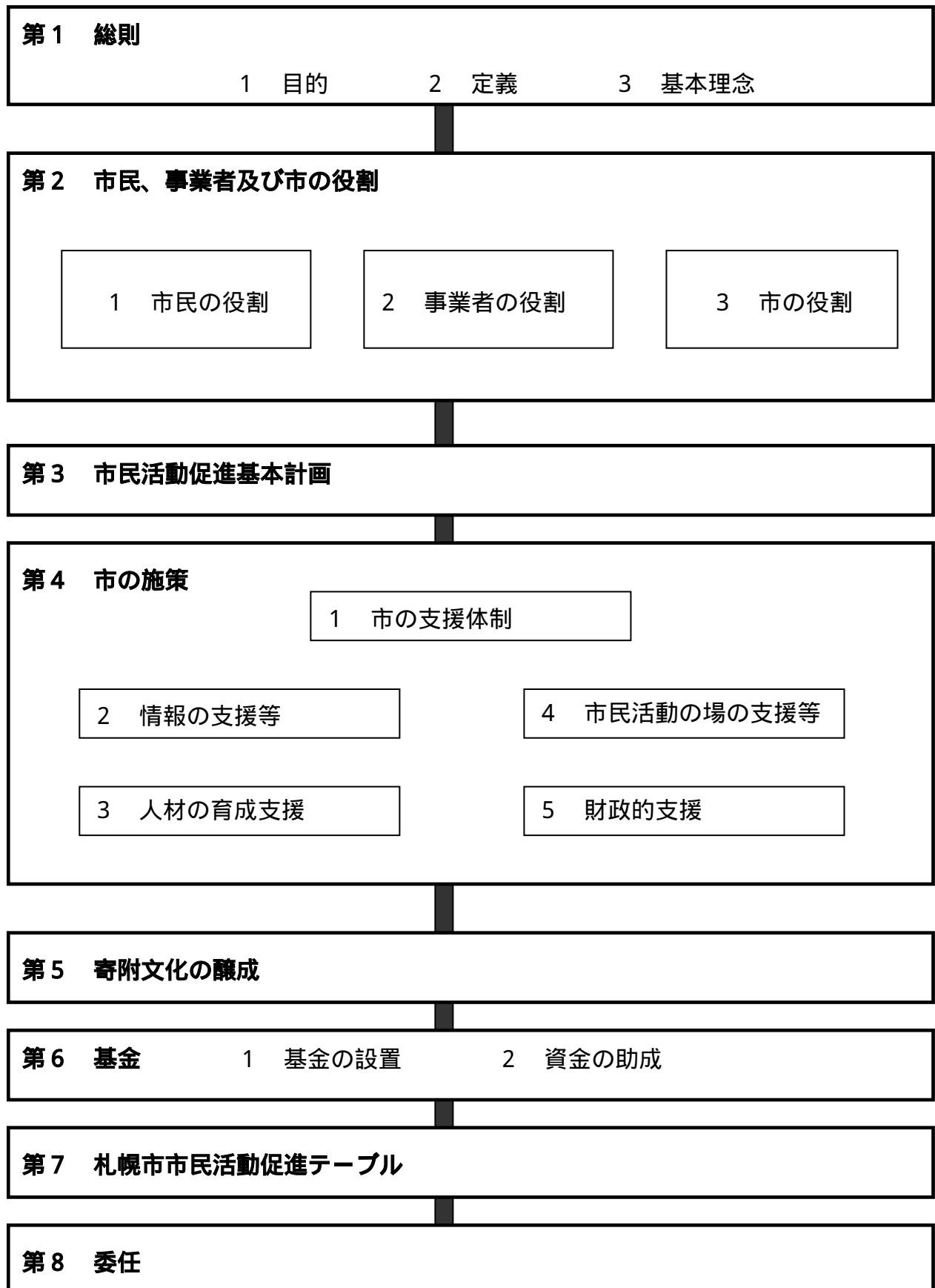
パブリックコメント

幅広く、市民の意見を  
聴く。

18 年度中

札幌市市民活動促進条例案の市議会への提出・審議

## 5 条例に盛り込む事柄（案）概要 <骨格図>



## 6 条例に盛り込む事柄（案）

### 第1 総 則

#### 1 目的

この条例は、市民活動の促進についての基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民活動の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とします。



#### 2 定義

この条例において、市民活動とは、市民<sup>(説明1)</sup>が営利を目的とせず<sup>(説明2)</sup>、市の区域内において自発的に行う公益的な活動<sup>(説明3)</sup>であって、次のいずれにも該当しないものをいいます。

- (1) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主な目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主な目的とする活動
- (3) 特定の公職<sup>(説明4)</sup>の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

##### （説明1）

ここでいう「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体のことをいいます。

##### （説明2）

ここでいう「営利を目的とせず」とは、市民活動が事業収入を得ることを否定する趣旨でなく、事業収入を得た場合でも、収益は関係者に分配されず、事業活動のために使われる場合は「営利を目的とせず」に含まれます。

(説明3)

「公益的な活動」とは、社会的な広がりを持つ活動、すなわち、自分だけでなく、身近な隣人から地域の人々まで、不特定多数のために幅広く役立つことを目指す活動を指します。

(説明4)

ここでいう「公職」とは、公職選挙法第3条に規定する公職をいい、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の職のことを指します。

### 3 基本理念

#### (1) 基本理念

市民活動の促進は、市民、事業者及び市が、それぞれの役割を認識するとともに、次に掲げる協働の原則に基づき相互に連携・協力することにより行われなければなりません。

#### (2) 協働の原則

市民、事業者及び市は、対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。

市民、事業者及び市は、市民活動に関する情報を相互に提供し、又は公開することにより、その情報の共有に努めること。

事業者及び市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重すること。





## 第2 市民、事業者及び市の役割

### 1 市民の役割

- (1) 市民は、市民活動に関する理解を深め、市民活動の促進に協力するよう努めるものとしします。
- (2) 市民活動を行うもの<sup>(説明5)</sup>は、まちづくりを担う者としての自覚を持ち、活動の充実を図るよう努めるものとしします。
- (3) 市民活動を行うものは、活動の目的及び内容を広く市民に知らせ、理解されるよう努めるものとしします。

### 2 事業者の役割

- (1) 事業者は、地域社会の構成員として、市民活動の意義に対する理解を深めるよう努めるものとしします。
- (2) 事業者は、自らが有する資源<sup>(説明6)</sup>を活用して、市民活動の支援に努めるものとしします。

### 3 市の役割

市は、市民活動の促進に関する総合的な施策を実施し、市民活動の促進のための環境づくりに努めます。

(説明5)

市民活動を行うものとは、市民活動を行う団体・個人のことです。

(説明6)

「自らが有する資源」とは、事業者が持っている人材、情報、施設・設備、資金などを指します。

## 第3 市民活動促進基本計画

### 1 市民活動促進基本計画の策定

市長は、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民活動の促進に関する基本計画（以下「市民活動促進基本計画」といいます。）を策定しなければなりません。

### 2 市民活動促進基本計画の内容

市民活動促進基本計画には、次に掲げる事項を定めます。

- (1) 市民活動の促進に関する目標
- (2) 市民活動の促進のための施策に関する事項
- (3) (1)、(2)のほか、市民活動の促進に関する重要事項



### 3 市民活動促進テーブルの意見の聴取

市長は、市民活動促進基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ札幌市市民活動促進テーブルの意見を聴かなければなりません。

### 4 市民活動促進基本計画の公表

市長は、市民活動促進基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

### 5 市民活動促進基本計画の変更

上記の3、4については、市民活動促進基本計画を変更するときも同様とします。

## 第4 市の施策

### 1 市の支援体制

#### (1) 職員への啓発

市は、市民活動に対する職員の理解を深めるため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めます。

#### (2) 市内部の連携の推進

市は、市民活動の促進に係る施策の実施に当たり、関係部局間の連携を図らなければなりません。

### 2 情報の支援等

#### (1) 市民活動に関する情報の収集・提供

市は、市民活動の促進を図るため、必要な情報の収集に努めるとともに、適切な方法により、その情報を市民及び事業者に対して積極的に提供します。

<例> 行政・民間の助成金に関する情報、活動・イベントに関する情報、人材情報及び施設情報の集約・提供、多様な情報媒体を活用した情報提供など

#### (2) 市民が行う情報収集への支援

市は、市民が自主的・自発的に行う市民活動に関する情報の収集が円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとします。

<例> 市民の情報収集に対しアドバイスを行う相談機能の充実など

#### (3) 市民理解の促進

市は、市民活動に対する市民の理解を深めるため、広報・啓発を行うとともに、学習機会の提供その他の必要な措置を講じるよう努めます。

<例> 市民活動のPRの機会の設定、市民が気軽に市民活動を体験・学習できる機会の提供など

### **3 人材の育成支援**

市は、市民活動の促進を図るため、市民活動を担う人材の育成に必要な環境づくりに努めます。

<例> リーダー・コーディネーターのマネージメント力育成講座の実施など

### **4 市民活動の場の支援等**

市は、札幌市市民活動サポートセンターを拠点として市民活動の総合的な支援を行うとともに、地域の公共施設等を活用して市民活動の場の支援に努めます。

<例> 既存の公共施設の有効活用、地域の空き施設の利用など

### **5 財政的支援**

市は、市民活動の促進を図るため、予算の範囲内で活動資金の助成その他の必要な財政的支援を行います。

<例> 活動のための融資制度、寄附を財源として行う先駆的活動への資金助成、各部局で行っている助成制度との連携など

## 第5 寄附文化の醸成

市は、市民、事業者等による市民活動に対する資金的支援<sup>(説明7)</sup>が活発に行われ、市民活動に係る寄附文化<sup>(説明8)</sup>が、市民、事業者及び市の協働により醸成されていくため、必要な環境づくりに努めます。

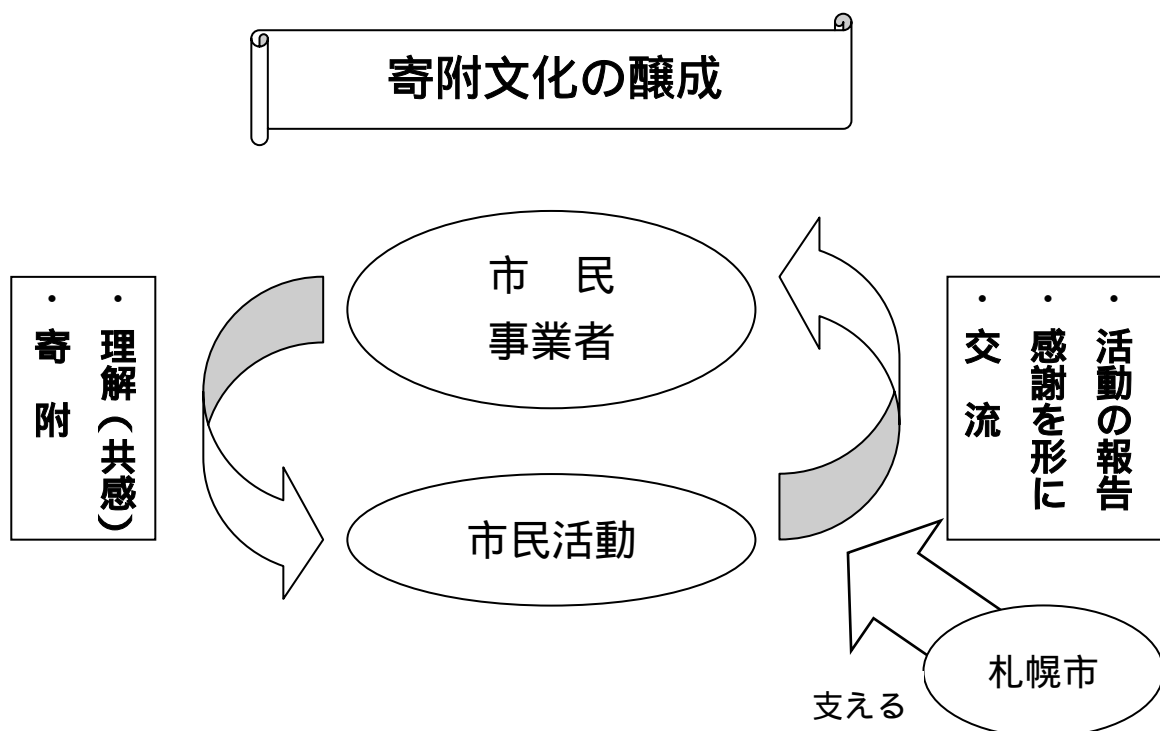
(説明7)

市民活動に直接参加できない市民が、寄附や募金を通じて市民活動に寄与することは、市民活動への重要な支援となり、結果的に参加しているのと同じ効果を生みます。また、それは企業をはじめとする事業者も同様です。このような、「寄附 = 参加」の認識を広め、寄附の意義について理解してもらうことが大切です。

(説明8)

寄附文化とは、寄附するためのさまざまな方法や仕組みが存在し、子どもからお年寄りまでの幅広い市民が寄附を日常の中で普通に、そして気軽に行えるような、社会全体の雰囲気や慣習が定着している状態のことを指します。

イメージは下の図のようになります。



## 第6 基金

### 1 基金の設置

市は、市民活動に係る寄附文化の醸成に資するとともに、市民活動の促進に関する財政的支援に活用するため、別に条例で定めるところにより、市民活動促進基金(以下「基金」という。)を設置します。

### 2 資金の助成

市長は、処分された基金の額を財源として、(説明9)市民活動を行うものに対し、その活動に係る資金の助成を行うことができます。

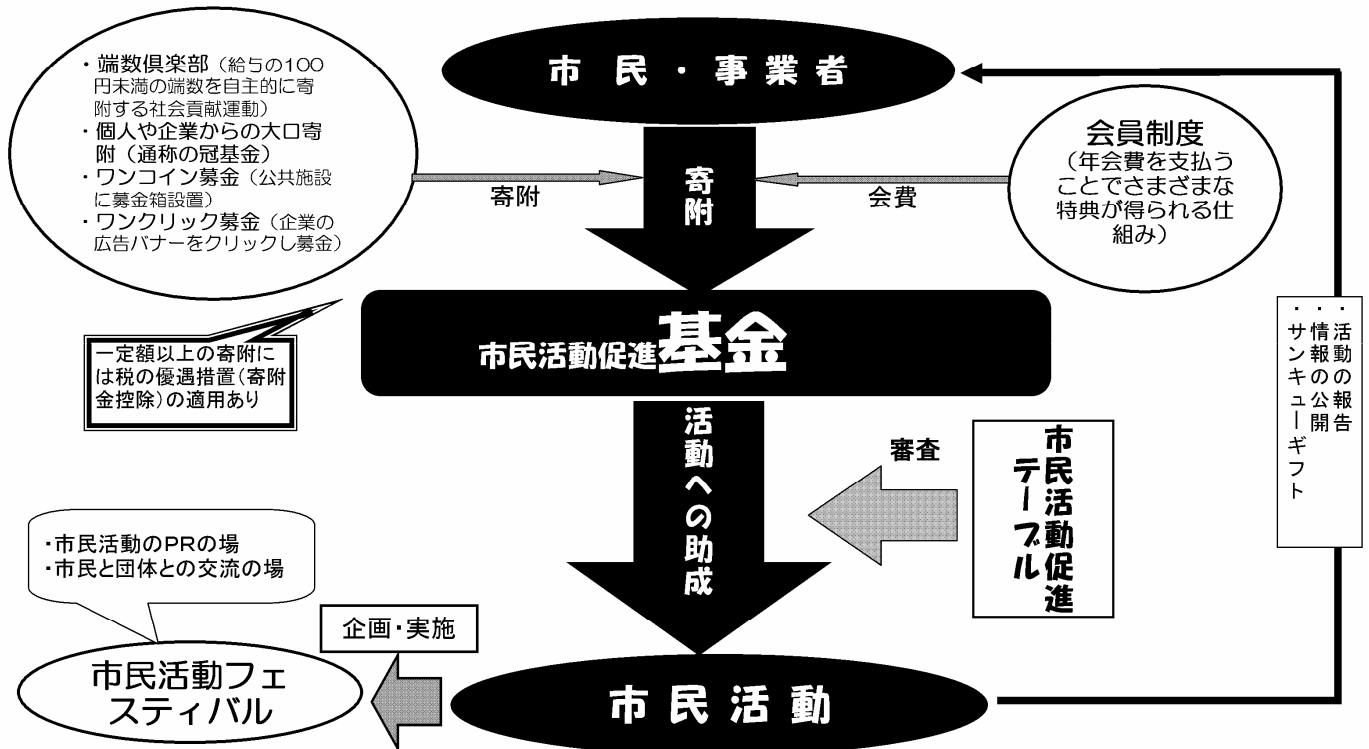
市長は、この助成を行うに当たっては、札幌市市民活動促進テーブルの意見を聴かなければなりません。

(説明9)

基金への積み立ては、市民や事業者から寄附金を集めることにより行います。市民活動に対する助成については、基金から助成に必要な額を取り崩して財源とする予定です。また、実際の助成に当たっては、希望する団体から申請等を行ってもらい、市長が市民活動促進テーブルの意見を聴いたうえで助成について決定します。

なお、基金の設置、管理及び処分に関して必要な事項を定めるため、札幌市基金条例の改正も合わせて行います。

## 市民活動促進基金の全体イメージ図



## 第7 札幌市市民活動促進テーブル

### 1 札幌市市民活動促進テーブルの設置

市長の附属機関として、札幌市市民活動促進テーブル（以下「促進テーブル」といいます。）（説明10）を置きます。

### 2 促進テーブルの役割

促進テーブルは、次に掲げる事務を行います。

- (1) 市長の諮問に応じ、市民活動促進基本計画に関し、調査審議し、意見を述べること。
- (2) 基金による助成に関し意見を述べること。
- (3) 市民活動を効果的に促進するための方策等に関し、協議等を行い、意見を述べること。
- (4) (1)、(2)及び(3)のほか、市民活動の促進に関し必要な事項について調査審議し、意見を述べること。

## 説明

### 寄附方法

- 団体指定寄附 登録制度に登録を行った団体の中から希望する団体を指定して行う寄附
- 分野指定寄附 福祉やまちづくりなどの分野を指定して行う寄附
- 団体や分野を指定しない寄附

指定寄附では、希望を尊重して助成しますが、必ずしも希望通りになるわけではありません。

### 助成対象

助成対象は、町内会・自治会、NPO、ボランティア団体などの活動を想定しています。助成に当たっては、市民活動促進テーブルの審査を経て市が決定します。

### 3 促進テーブルの組織

#### (1) 促進テーブルの委員構成

促進テーブルは、市長が委嘱する委員 10 名以内で構成されます。委員の一部は市民の中から公募し、委嘱しなければなりません。

#### (2) 委員の任期等

委員の任期は、2 年とします。ただし、委員が欠けた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となります。また、委員は、再任されることができます。

### 4 臨時委員の設置

特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、促進テーブルに臨時委員を置くことができます。

### 5 部会の設置

促進テーブルに、必要に応じ、部会を設けることができます。

### 6 その他

そのほか、促進テーブルの組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定めます。

(説明 10)

市民活動促進テーブルという名称は、市民、事業者及び市が 1 つのテーブルを囲んで、市民活動促進のために率直に意見を出し合う「円卓会議」というイメージのもとで名付けたものです。

促進テーブルは、この条例及び基本計画に基づく市民活動の促進に関する具体的かつ個別的な課題や方策などに関し議論することにより、市民活動促進に関する課題を共有するとともに、専門的・全体的な視点から、広く市民活動の促進に関して協議を行い、条例を実効性のあるものとしていくことを目的とします。

なお、必要に応じ、実地調査や研究・学習活動など、柔軟な活動を行うことも考えています。



## 第 8 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。



## 7 条例のポイント

### 1 豊かで活力ある地域社会の実現のために

市民、事業者及び市が、それぞれの立場や役割を理解したうえで、目的を共有しながら、協働の原則に基づき連携・協力を進め、豊かで活力ある地域社会の実現を目指します。そのために、まちづくりの一翼を担う市民活動を支援することが必要です。

### 2 市民、事業者及び市の役割

市民活動を促進するにあたり、市民、事業者及び市がそれぞれの立場から役割を果たすとともに、必要な場合には協働して取り組みを進めることが必要です。

### 3 市の施策（施策の4本柱と基本計画）

市の施策として、具体的に、「情報の支援」、「人材の育成支援」、「活動の場の支援」、「財政的支援」を明示し、それらの実効性を基本計画の策定により担保しています。

### 4 寄附文化の醸成を目指します

市民活動に対する寄附や募金などが積極的に行われることを奨励し、市民活動のための寄附が文化として根付くことが大切です。

### 5 市民活動を支援するための基金の設置

市は、市民活動に対して、必要な財政的支援を行うことにより、市民活動を促進するため、「札幌市市民活動促進基金」を設置します。基金は市民や事業者からの寄附の受け皿としての役割を持ち、基金からは助成金という形で市民活動の支援に充てられます。

### 6 市民活動促進テーブルの設置

市民、事業者及び市が、条例及び基本計画に基づく市民活動の促進に関して、意見交換を行う場として、市民活動促進テーブルを設置します。

## 8 意見募集要領

現在、検討を進めている（仮称）札幌市市民活動促進条例の素案について、ご意見を募集します。

今後、皆様からお寄せいただいたご意見を考慮してさらに検討を進め、条例案として札幌市議会に提出する予定です。また、皆様からお寄せいただいたご意見などの概要につきましては、それらに対する市の考え方と併せて、平成18年11月ごろにホームページなどで公表します。

### 1. 意見募集期間

平成18年9月25日（月）～10月24日（火）（30日間）  
10月24日（火）までに必着です。

### 2. 意見の提出方法

- (1) **郵送**の場合：次ページにある用紙を切り取り、ご意見を記入のうえ、同封の封筒に入れて投函してください。（切手不要）
- (2) **F A X**の場合：011-218-5164
- (3) **電子メール**の場合：shimin-support@city.sapporo.jp
- (4) **直接お持ちいただく**場合：  
札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階南側  
札幌市市民まちづくり局男女共同参画・市民活動室市民活動促進担当課  
受付時間 平日の8時45分～17時15分
- (5) **ホームページから送信**する場合：<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/>  
電話によるご意見の受付には応じかねますので、ご了承下さい。  
ご意見の提出に当たっては、お名前・ご住所等をご記入ください。  
（ご意見などの概要を公表する際には、お名前・ご住所等は公開いたしません。）

### 3. 意見の提出先・お問い合わせ先

札幌市市民まちづくり局男女共同参画・市民活動室市民活動促進担当課  
住所：札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎13階南側  
電話：011-211-2964 F A X：011-218-5164  
電子メール：shimin-support@city.sapporo.jp

### （参考）本資料公表場所

- (1) ホームページ「市民活動促進のページ」  
<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/>
- (2) 札幌市役所本庁舎（1階ロビー、北側2階行政情報課、13階南側市民活動促進担当課）
- (3) 札幌市市民活動サポートセンター（札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ）
- (4) 各区役所総務企画課広聴係
- (5) 各まちづくりセンター
- (6) その他：各区民センター・コミュニティセンター・地区センター、中央図書館、各地区図書館など

